

## 吉備国際大学障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

本指針（ガイドライン）は、障害者差別解消法に基づき、障がいのある学生が、吉備国際大学（以下、本学という。）において、十分な教育を受けると共に、豊かな学生生活を実現し、社会に貢献しうる人材として成長するために、本学の責務を明確にし、必要な支援方策の策定とその実施に関する基本的な事項を定めるものとする。

### 1 基本原則

- 1) 本学は、本学に在籍する障がいのある学生が障がいのない学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるよう、授業保障、情報保障を中心に修学等支援を行うものとする。
- 2) 学長は、本指針（ガイドライン）に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するため必要な規程の整備、予算措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3) 障がいのある学生に対する支援は、障害者差別解消法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省所管事業分野における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応指針が定める基準、取扱いを参考とする。
- 4) 障がいのある学生に対する支援は、「吉備国際大学障がい学生支援規程」に基づき、スチューデントサポートセンター学生部学生課が中心となって実施するものとする。

### 2 情報公開

本学は、障がいのある学生及び障がいのある入学志願者に対する支援の方針、相談体制及び合理的配慮事例等を、Webサイト等を通じて公開することとする。

### 3 研修・啓発

本学は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、本学の学生及び教職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

### 4 改廃

この指針（ガイドライン）の改廃は、学生満足度向上委員会障害学生支援部会の審議を経て、学長が決定する。

### 附則

この指針（ガイドライン）は、令和2年3月6日から施行する。